

名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例

平成26年10月8日

条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「命令」という。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第6項第1号	1.65平方メートル	3.3平方メートル
第13条第1項の表第5条第1項の項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
附則第4条第1項の表第7条第6項の項	1.65平方メートル	3.3平方メートル

(防犯及び事故防止)

第3条 幼保連携型認定こども園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(避難訓練等)

第4条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第5条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な

な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 幼保連携型認定こども園は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成27年4月1日)